

平成24年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成24年12月11日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	14
所管事項の報告	14
閉会	17

文教福祉常任委員会 平成24年12月12日（水）

付議事件	21
出席委員	21
欠席委員	21
委員外出席者	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	22
開会	23
議案の説明、質疑	24
議案の採決	39
所管事項の報告	41
陳情の審査	46
陳情の採決	49

閉会	4 9
----	-----

総務常任委員会 平成24年12月13日（木）

付議事件	5 3
出席委員	5 3
欠席委員	5 3
委員外出席者	5 3
説明のため出席した者	5 3
事務局職員出席者	5 4
開会	5 5
議案の説明、質疑	5 6
議案の採決	6 7
所管事項の報告	6 8
発議案の協議	7 2
閉会	7 6

建設経済常任委員会

平成24年12月11日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成24年12月11日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

出席委員（7名）

委員長	平野忠作	副委員長	宮澤芳雄
委員	嶋田茂樹	委員	日下昭治
委員	嶋田哲純	委員	滑川公英
委員	林七巳		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林俊介

説明のため出席した者（16名）

副市長	増田雅男	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	大久保孝治	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	加瀬喜久
水道課長	新行内弘	農業委員会 事務局 局長	加瀬恭史
その他担当 職員	8名		

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	榎澤茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

12月も半ば近くになりまして、寒さのほうが一段と厳しさを増しております。気象庁の冬の長期予報では、今年も暖冬かあるいは平年並みだと言われましたけれども、今年は昨年同様、厳しい冬になると思います。委員各位におかれましては、健康管理に十分留意されまして、議員活動のほうをよろしくお願ひします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願ひします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願ひします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願ひいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 1分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願ひいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆さん方には、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算の1議案について審査をいただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願ひ申し上げまして、簡単ではございますがあいさつに代える次第でございます。

平野委員長、よろしくお願ひします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ご苦勞さまでございます。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書の22ページをお開きいただきます。

一番上でございますが、6款1項4目畜産振興費、19節負担金補助及び交付金、さわやか畜産総合展開事業補助金499万7,000円でございますが、当初予算で見込んでおりました667

万5,000円について計画変更がございまして、当初300万円の補助金が85万7,000円となり、214万3,000円の減額となります。

変更の内容でございしますが、当初はトラック一体型のマニアスプレッダー、これは堆肥の散布機でございしますが、予定していましたものを積載型へと変えたことによるものでございます。

また、今回、新たに1件の堆肥利用組合から堆肥保管庫とショベルローダー1台の申請がありましたことから、補助金714万円を追加することとなり、差し引き499万7,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございしますが、10ページをお開きいただきたいと思います。

14款2項4目農林水産業費県補助金、説明欄1のさわやか畜産総合展開事業補助金333万1,000円でございますが、歳出でご説明いたしました当初の堆肥利用組合の減額変更がございまして、200万円の県補助金が57万1,000円となり、142万9,000円の減額となるものでございます。

また、新たな堆肥利用組合分として県補助金476万円が追加となり、差し引き333万1,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号の農水産課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第1号、建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正になります。

8款2項道路橋梁費の4事業について、用地交渉及び関係機関との交渉に不測の日数を要し、年度内に工事完了ができないため、繰越明許費の設定を補正でお願いするものであります。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしく願いします。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、議案第1号、都市整備課所管の補足説明をいたします。

同じく繰越明許費になります。

政務報告並びに議案質疑でもご説明しておりますが、8款3項都市計画費、街路整備事業（谷丁場遊正線）に2億379万6,000円を計上いたしました。

本事業は、事業認可の最終年度を迎える中、年度内の完成を目指して事業を進めてまいりましたが、終点部の交差点協議に時間を要したこと、さらには、用地補償契約は締結したものの物件移転の日数を要していることから、年度内の完成が困難となったため、繰り越しをお願いするものでございます。

都市整備課からは以上でございます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） まず、いいおか荘の問題がありましたね。国民宿舎のやつはどこですか。23ページですか。

この調査費ということで460万円ですか、いろいろ調査するのに委託するということがございますけれども、その前に、過去、これは初めて出てきたんですけれども、確かに昨年来、2億二・三千万円の修理費がかかるという話がありました。それらについてのものと、これを初めて委託するから、このものはこれから詳細に出てくると思うんですけれども、2億二・三千万円かかるといった根拠は何だったのか。どういった設計に基づいた2億二・三千万円が修理費としてかかるとかという形のもの説明をお願いしたいと思います。当然、この関係が出てくると思いますので。

それと、もう1点、今、繰越明許費という形で、今年度またそういった予測されるということでございますけれども、昨年度来、繰越明許費として本年に繰り越されたものが蛇園南流末排水2億7,614万2,000円、それで25年3月までに繰り越されていると思うんです、今年度いっぱい。併せて、連絡道についても2億360万5,000円ですか、やはり25年3月までの繰越明許費がございました。

南堀之内線、都市整備課の関係のものも、たしか幾らかあったと思いますけれども、それは金額的には大きくなかったからよろしいかと思っておりますけれども、その2点についての繰り越された、今年度、当然繰り越されて今年になって事業が実施されていると思うんですね。その辺の工事費と用地買収、これ用地に不測の日数を要したということで、たしか説明あって繰り越されたものと思いますので、用地費がどのくらい今年度に入ってからかかっているのか。工事費がどのくらいその中でかかっているのか。あるいは、今年度事業で組まれたものがあ

ると思います。今年度事業で組まれたのが結構あったと思うんですね。今年度予算の中でどのくらい現在までそういった執行をされているのか。それらについて説明をいただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、今、委員のほうから3月11日の東日本大震災の際の、実は2億3,289万1,000円、この2億3,000万円という数字が実は今まで担当課のほうからいろんな面でご説明してきたと思います。これは、あくまでも震災を受けたときに設計の建築士の方から無料で実は震災の状況の被害額を見積もってほしいと。必ず震災を受けますと幾らくらいの被害を受けたのかというのは問われますので、それを把握するために実は見積もりということでしたものでございます。

議会の議案質疑でもありましたけれども、これは市内の建築業の方から無料で見積もっていただいた。その数字、震災の被害を受ける前の状態に戻すとした場合には幾らくらいかかりますかと、そういう被害額ということでご理解いただきたいと思います。

建築改良費、あるいは工事費、委託料、こういう設計・監理委託料も含め、あるいは建設改良費、工事請負費、あるいは厨房設備、備品等の被害額、そういうものを大ざっぱに見積もった金額ということでございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、まず蛇園の関係ですけれども、詳細の執行額というのは、ちょっと手元にないんですけれども、繰り越した執行の額ですか。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 詳細の今年度分の残り分に関しては、ちょっと手元に資料あるんですけれども、去年のやつの執行状況ちょっと手元にないものですから、あとで報告でよろしいですか。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） ちょっと手元になかった、あとで報告するという形でよろしいですか。すみません。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） すみません、先ほど、私、説明不足というか、誤った説明したと思います。見積もりをいただいた業者は市内の建築業ではなくて、設計を営む先生方、設計業者の方から見積もりをいただいた、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） たしか借りる、貸さないというような話が幾らかあったと思います、いいおか荘の問題について。それで、今度新たにこれを予算組んで詳細設計に基づいて今後活用できるか、できないか、まだはっきり言って未定だと思うんですね。しかし、今までの経緯の中で2億三千万幾らですか、そういった概算見積もりをしてもらったという、それは無償だから根拠がないといえないようなものでしょうけれども、しかし、借りたいという業者があったときに、民間のレベルの改修費じゃないよというような話が出たと思うんですね、たしか。それはいい悪いかは別ですよ。

しかし、そういった形が出たと思うので、例えばそのときに、もう少し詳細な中でやっていただければと思ったんです。例えば、これが今度この予算四百何万円に基づいて詳細な設計出たときに、それらのものとすごい乖離があるとなると、やはり行政の責任も一つあると思うんですよ。どれくらいかかるか分かりません、それで仕上がるかどうか分かりませんよ。はっきり言って、2億3,000万円で仕上がるか分からない。しかし、そんなにかかかないでなるんだか分からないし、そういうものを含めると、今度、当然、復興交付金も使うでしょう。そうしたら詳細な設計、完全に出なきゃならないと思いますので、その辺の乖離があるものがあるから、やはり、その辺はもう少し慎重にやってほしかったと。終わったものはもう構いません。そういうことですのであれですけれども。

それと併せて、ボーダーラインがあると思うんですよ。例えば、これ以上やったらいいのか悪いのか。これだけ改修してやりたいというのはやまやまでしょうけれども、しかし、こんなものをこれだけかけてどうなのかということもありますので、その辺はある程度考えてライン、線というか、考え方というのがあればまた示していただければと思うんです。

それと、今、繰越明許費の件、あとでよろしいですけども、今、繰越明許費ってほとんど前年度分を執行しているような形になっているんじゃないかと思うんですよ。あまり我々にすればちょっと分からないんです。例えば2億幾らの繰り越し、2億幾らって相当ありますよ、2億3,000万円くらいですか、繰越明許費として昨年度の分の執行しているわけですから、それで今年度はまた2億幾らで多分あったと思うんですよ。そうしますと、その2億幾らのやつで今、工事としてやっているのが、多分1億4,000万円くらいですよ。工事、

今、入札やったのは。あと土地でしょう。そうすると、2億幾らでも残っちゃうんじゃないかと思うんですよ。残ったものは、もう翌年度は繰り越しになりますから、不用額で出てくると思うんですけども、そうしますと今年度分のものが、また来年繰り越し、今、予定されているのはこれだけでしょうけれども、計算書になったときにまた相当な金額繰り越されちゃうんじゃないかなと。

やはり、その辺はいい方向で、もっと明確に計画どおり、1期工事、2期工事をよく分けてやるべきじゃないかなと私は思うんですけども、こっちやったり、こっちやったりやっていますんで、その辺、全工期を部分的に分けてやるようですから、その辺はできるだけ順序よくやっていただけないかなということも、ひとつお願いしておきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今回の調査につきましては、震災後大きな地震があったということで、現状の建物が耐震診断に耐えられるかどうか、その建物の構造上に欠陥がないかどうか、あるいは先般言いましたように、歪みがないか、あるいは亀裂等がないかどうか、それらも含めまして、あるいは屋上についても避難場所として活用したいというふうには実は考えがございます。その辺で、防水シート等が本当に使えるかどうか、あるいは外階段が建物に接続した場合に負荷がかからないかどうか、そういうことを検証する、そういう経費を実は計上させていただきました。

委員が言われましたように、今後積算がこの調査が終わったあとに入るかと思えますけれども、その際には民間活用ということも含めて考えておりますので、言われたとおりしっかり対応していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 本会議で財政課長が説明しましたけれども、社会資本整備総合交付金事業の補助金を交付していただいておりますので、それが事業間流用が可能ですので、いただいたお金はその中で有効に利用したいということで、どうしても繰り越しのような形になっちゃうんですけども、いただいたお金を有効に利用して、早期完成を目指すということでご理解していただければと思えますけれども。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 日下委員と同じようなことなんですけれども、いいおか荘の1月にやった入札で云々ということでありましたけれども、先ほど商工観光課長が申した約2億3,000

万円、これについての概算見積もりというのは業者が勝手にやって、これは金額的には何ですか、もし修理した場合なんですか。それとも新築した、要するに全部新しくした場合のどちらなんですか。それが一つ。

あと、繰越明許、今、日下委員がやっぱり言ってましたけれども、本当であれば会計の5月31日の凍結までに繰越明許が終わらないものだったら、やるべきじゃないと思うんですよ。23年度なら23年の決算というのは、5月31日が帳簿をそこで閉めるわけでしょう。だから、実際には23年度決算が9月にやってもなっていないということになるんですよ、金額は出ていますけれども。だったら、今、日下委員が言ったように、おかしいんじゃないかという話になるでしょう。年度中に絶対できないものだったら、何で予算をつけたかという話になるんですから。そうは思いませんか。

ただ、会計の中で、その金額でずらしていけばいいということじゃないと思うんですよ。普通であれば、3月31日が間に合わないから5月31日までくらいが今までやったと思うんですけども、この事業については最初から要するに土地を売らないよというのを想定してやっていないと思うんですよ。であれば、やはりちゃんと決算までにできるような繰越明許にするべきではないかと思うんですけども、その2点、ちょっと。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 昨年震災を受けたあとに、被害額の見積もりということでしたいたわけでありまして。2億3,200万円、これは修理等をしてもとの状態に戻す、そうした場合の見積もり金額というところで考えております。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 直接、私のところのご質問かどうかは別にいたしまして、私のところで先ほどご紹介した街路整備事業ですけれども、先ほど申しましたように、今年度は最終事業年度ということです。

当初は、まちづくり交付金事業という全体計画の中で、国の補助金をいただくために全体の事業認可をまず取ります。そのときに、大体がこういった事業は複数年の事業でありまして、多分10億円以上の事業になるだろうと。そういった中で、例えば15億円の事業認可をいただきます。そういった中で、年次計画を立てまして、国に対して補助金申請をしていくと。そのときに、当初は用地費が主体になります。その後、順次、工事費をやっていきますけれども、その間に、科目間流用というのは、先ほど建設課長が申しましたけれども、それを弾

力的に執行していくと。2年目、3年目、4年目、5年目という形の中で、5年のスパンで事業を完成しなきゃいけないというのが一つありますので、それをご理解いただきたい。

一つ一つの年度ごとに完成を待って、完成を待ってということ、単純には倍かかるということが想定されます。それと、事業認可は5年ですので、10年のスパンでは事業認可いただけません。つまり、国庫補助金も合併特例債も使えなくなるということの中で、大変申し訳なく思っているんですが。

それともう一つ、財政課長が言いましたように、年度途中でもって大きな工事になります。大体が5,000万円から1億円近くの工事になりますので、標準工期というのがとれないんですね。そうしますと、12月に発注して6か月の標準工期が必要なのに、3月末でもって発注をするということは私どもできませんので、あらかじめ繰越明許をお願いしているというのが、毎年こういった形をお願いしていると。その辺でご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） この2億3,000万円の中には、要するに新しくするんじゃなくて、リニューアルするだけでこのくらいかかると、そういう行政がちゃんとした見積もりを出したんじゃなくて、任意に出した、業者の出した見積もりを信用して、公募に来た人を、どんどんハードルを上げていったということでもいいですね。

実際、そのときには、私も委員長だったから聞いているわけですよ。最初にもう貸しちゃうって、公募して貸しますよという話だったんですけども、それが5年だったんですよ。5年が10年以上になりましたけれども、市長にお願いしたんですよ。5年で、投下した資本が、そんなに早く回収できるわけがないだろうということで。これも私も業者じゃなくて、要するに行政がちゃんとした見積もりでおかしいですよと言っていた。でも、それ勝手に想像してやったことについて、業者が出したのはこうだから、あなたのやっていることは間違っていると。

もう1人の旭で入札に応じた方、要するに公募にいた方は5,000万円でも修理ができると、それは地元の業者にちゃんと見積もりをとってやっている。そういうことであれば、行政がやってきたことってというのは、すごく、自分らがやったことじゃなくて、勝手に想像して出してきたものを、それを根拠にして公募をこんなに安くなっていたらおかしいと、あなたがやっているのが間違っていると、それでハードルを上げたわけですよ。だったら、ほとんどいい加減じゃないかと、そうなるから今その業者っていうのは、例えば行政を訴えるとか何とか、いまだに言っているわけでしょうよ。

もうちょっと正確な情報で、ちゃんと突っ込まれても、行政が訴えられてもちゃんとできる方向でやっていただきたいんですよね。そうでないと、いや、行政がとってないということやっていたということになる、実際には市民の方もいるわけですから、分かっちゃったわけですよね。行政がやっていたんなら分かりますよ。行政では、任意の業者が勝手に見積もりを出したものに対して、それを信用して市はこれじゃ安い安い、こんなのでできるわけがないと言っているんだから。その辺は、これからも反省していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 当時の記録を見ますと、大きな被害ですので、商工観光課の職員では見積もりは到底できない。そういうようなことで、資格を持った建築士の先生に、もとの状態に戻す場合にはどのくらいかかるか。そういう見積もりをいただいたということで書類では確認してございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） そうした場合に、先ほどの日下委員と同じですけれども、それで終わっちゃったものは仕方がないですよ。ただ、これから正式な見積もりを出していった場合に、修理どれだけかかるとか、そうしたらもう築後四十五・六年たっているわけですよ。それに対して、それだけの金をかけていいのかということは、当然出てくると思うんですよ。それだったら、やはりこじんまりしたものをあそこに残すのであれば、新しく作ったっていいんじゃないかと思うんですよね。なぜかという、2回、3回借りる人あるんですかね。もし借りる人が誰もなかった場合にどうするんですか。その辺を想定しているんですか。

それと、この見積もりがかけ離れた場合、どうするんですか。全体を修理するのに、2億3,000万円でなかった場合、どうするんですか。もっとずっと安かった場合にどうするんですか。高かった場合にはいいでしょうけれども。高かったら高かったで、それだけの耐用年数が過ぎるようなものにかけてもいいのかって、逆に言えば、市民の方から相当なクレームがつくと思うんですよ。安かった場合には、じゃ行政がやってきたことはどうだったのかって、この2つが、矛盾したものが出てくると思うんで、その辺の対応をこの見積書ができるまでには、行政としてはしておかなければいけないんじゃないかと思いますが、それがまた一つ。

それと、道路は予算的には分かりますよ。であれば、遅いところだったら早いところを集中的にやるべきじゃないですか。あそこは何回も質問していますけれども、費用対効果、経済効果というのは、全然いまだに北村課長からもらっていないんですよ。一つももらっていないんですよ。何年も言ってももらっていないんですよ。ところが、遊正線の延長の堀之内線は、要するに工業団地と東総有料が近いということで、それはもう経済効果も分かっているんですよ。だったらそっちを優先すべきじゃないですか。そんなにそこにばかり繰越明許でどんどん遅らせるのであれば。全体的にはプールでやるというんだったら、そっちを優先してもいいんじゃないんでしょうか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 実は、今まで言いましたように、今回の委託料460万円につきましては、現建物が大きな地震にこれから耐えられるかどうか、あるいは構造上、市が考えている屋上を避難所、あるいは外階段、そういうものに耐えられるかどうか、あるいは震災後、建物に劣化がないかどうか、そういうものを検証させていただく。まずは、使えるかどうかを検証させていただく。そのあとに幾らくらいかかるか、そういう作業に入ってくると思います。今回は、建物が使えるかどうかの検証ということで調査に入らせていただく。そういうことで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今の南堀之内バイパスも事業をやっていないわけじゃなく、今工事やっておりますので、並行して工事をやっておりますので、おざなりにしてやっていないわけではございませんので、ただ、南堀之内線の場合はどうしても強固な方が1人おりまして、一番当初の事業、これ始めるときに行ったときは協力いたしますよと、事業始まりましたらまた昔の干潟時代と同じようにいろいろ反対をして、その方さえ終われば、ほぼ事業は終わりますので、今その方と交渉している段階で、海上の工事だけではございませんので、それだけ了承していただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） その辺は、十分承知ですよ。ですから、遅れるものだったら遅らせてもいいでしょうということなんです。総体的に、例えば合併特例債を考えているのであれば。

何回も言うように、あそこについては、もう合併する前から、要するに計画として持ってきているわけでしょう、新市建設計画の。でもあそこはゼロですよ。ゼロなものをどんどん

やっているわけですから。そんな話はないでしょうよ、何回も言っているけれども。今まで、何回も北村課長にさっき言ったことを言っているわけでしょうよ。経済効果はどうですか。費用対効果はどうですか。総額で16億5,000万円かかりますよ。だったら経済効果はどうですか。1回も出していないじゃないですか。出しているんですか。出していないでしょうよ。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 費用対効果は、一番最初に工事を始めるときに費用対効果で1.68ということでお話していると思いますけれども。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） 滑川委員、もしあれだったら挙手してください。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今、滑川委員が言ったのは、新市建設計画が入っていないでしょうと、入っていないんですよ、確かに。入っているのは0209が入っているんですから、皆さん本当のあれはないんですからね。大坂からガードを抜くやつは。それだけははっきりしておきますから。文面で残っているわけですからね。そうでしょう。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 事業を始める前から言われているんですけれども、途中までは入っております、本来は大坂の上に行くのをいろんな事情がありまして経緯は変わったわけですが、全体事業とすれば地区の方の要望とか利便性になるわけですので、その辺はご理解していただければと思いますけれども。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） 皆さん、静粛にお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（平野忠作） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課から1点、報告をさせていただきます。

お手元の資料、あさひ新産業パークという地図の資料をお目通しいただきたいと思います。

ご承知のように、この旭の鎌数工業団地の俗に言いますC・D地区でございます。

地図の見方は、上が北側で右側のほうに都市計画道路と書いてあります。これが下のほうが国道126、上のほうに行きますと広域農道のほうに行く通りでございます。ちょうど真ん中に、4-3、8-1という、そういう区画がございます。この真ん中を通るところが旭の食肉公社のほうへ通ずる道ということでご理解いただきたいと思います。

このC・D地区、ご承知のように実は千葉県土地開発公社によりまして、平成元年から平成8年まで用地買収を行いまして、さらに造成工事を平成8年から平成13年まで行いました。現在分譲中というところで、工業団地の面積としては37.4ヘクタール、このC・D地区

にあるわけでございます。現在までの立地企業数は10社、現時点でまだ売れていないというんですか、分譲可能数は17区間、28.31ヘクタールとなっております。

ここに数字の1－2から随時書いてある、ここが実は今、分譲中の土地ということでご理解いただきたいと思います。

価格につきましては、分譲で売買で平米当たり1万3,000円から1万4,000円、いろいろ土地の区画によって違う。あるいは、賃貸につきましても土地の区画によって違いますけれども、おおむね平米当たり年間500円、そういう売買と賃貸両方で、実は工業団地を誘致しているという土地でございます。

今回、実はこの工業団地内に県の公社のほうから、メガソーラー、俗に言います太陽光発電ですか、これについての実は進出の企業があるというところで、先般説明をされました。この席で、この説明された内容につきまして、ご報告をさせていただきたいというふうに考えています。

このメガソーラー、一つの背景としましては、例の電力会社の固定価格買取制度、20年間1キロワット時42円で買い取る、そういう制度が実は国に設けてあります。そういうものが背景にある。さらには、この鎌数工業団地近くには、高圧電力、大きな鉄塔ですか、これの供給ルートがございます。鎌数のお伊勢様の後ろを歩いていっているわけですが、実は通常電力を使用する際には、電力会社が送電線を整備するわけでありまして、逆に電力を売る場合につきましては、その売る側が送電、これを整備する、そういうことになっているというところで聞いております。そんなところで、ここにつきましては、近くに高圧電力の塔が来ている。3本くらい建てれば送電ができる。そういう立地に恵まれているということで、ここがいろいろ企業からの評価をいただいている。

それと、公社としましてはなかなか土地が売れない、そんなところで今年公社の大規模賃貸優遇制度、先ほど言いましたように、通常平米当たり年間500円前後で企業にお貸ししているわけですが、実は5ヘクタール以上になりますと年間300円、そういう制度も実は本年設けたと、そういうこと。あるいは、ここにつきましては法規制、特に農振法、あるいは農地法の規制外、あるいは暖かい、そういうような有利な条件がある、そんなことで実は企業からの今、打診があるということでございます。

現在の計画につきましては、図面の中央を見ていただきたいと思います。

中央に白い場所で、千葉県食肉公社と書いてあります。これが公社の位置でございます。この公社の北側、分譲番号でいいますと3－2、3－3、この2つの区画につきましては、

面積的には1.63ヘクタールございます。A社が分譲してメガソーラーを造りたい、これにつきましては、買い取りで対応したいというふうに聞いております。なかなかA社、上に書いてありますように、B社、C社、D社、公社のほうからも企業からの要請で社名については伏せろと、そんなことで表現をさせていただきます。このA社につきましては、そういうことでございます。予定発電量は、1メガワットということで、一般家庭当たり330世帯ということで聞いております。12月中旬には売買契約を交わして、年内には工事を予定したいと。

その下にB社がでございます。B社が1.2ヘクタール、これにつきましては、東電への接続確認済みで現在、話が進んでいる。これについては、賃貸で話を進めていきたい。発電量は1メガワットということで聞いております。

実は、その上にD社5.63ヘクタール、これにつきましては発電量4メガワット、C社につきましては9.49ヘクタール、これにつきましても発電量4メガワットということで聞いております。

全体を合わせますと10メガワットということで、3,300世帯分の電力量を賄いたい。現在、そういうような計画が実は公社のほうに来ている。そういうことで説明をさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（平野忠作） それでは、所管事項の説明は終わりました。何かお聞きしたいことがございましたら、よろしくをお願いします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 旭の工業団地、県が持っていますけれども、市長は、何か全部やっちゃったら、今度この進出するときに土地がなくなっちゃうんじゃないかというような心配をしていましたけれども、その対応というのはどうなっているのでしょうか。実際にこのとおりになっちゃうのかね。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員から言われましたように、メガソーラー、国としては推進をしているよと言いながら、実は1点だけここについて問題点ございます。実は雇用を生まないと、設備投資……

（発言する人あり）

○商工観光課長（堀江隆夫） そんなことで市長のほうからは、できれば4-1、4-2、4

－3全部じゃなくて、下のほうの4－3とか4－2、少しあけてくれないか、ここはやはり下の8－1とも併せまして、あるいは食肉公社の周りも含まして、黄色いところを含めてやはり雇用を生む会社を誘致したいなど、そういうことは公社のほうには今、要望を出してございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平野 忠 作

文教福祉常任委員会

平成24年12月12日（水曜日）

文教福祉常任委員会

平成24年12月12日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2号 平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 3号 平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

《付託陳情》

陳情第 4号 生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情

出席委員（8名）

委員長	景山岩三郎	副委員長	伊藤房代
委員	林一哉	委員	林正一郎
委員	林俊介	委員	佐久間茂樹
委員	向後悦世	委員	島田和雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議員 林七巳

説明のため出席した者（26名）

教育長	茅田哲雄	環境課長	大木多可志
保険年金課長	石毛健一	健康管理課長	高山重幸
社会福祉課長	渡辺輝明	子育て支援課長	佐久間隆
高齢者福祉課長	石井繁	病院事務部長	菅谷敏之史
庶務課長	横山秀喜	学校教育課長	菅谷充雅

生涯学習課長	高野晃雄	体育振興課長	野口國男
病院経理課長	鈴木清武	病院施設課長	永嶋英和
病院医事課長	片見武寿	その他担当員	11名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	榎澤茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変忙しい中、皆様ご苦労さまでございます。

そして、12月に入りまして大変寒くなりました。委員の皆さん、そして職員の皆さん、風邪を引かないように健康に注意して、これからもひとつよろしくどうぞお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内で写真撮影を行いますので、ご了承願いたいと思います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、林七巳議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解を願いたいと思います。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 1分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日付託されました3議案、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第3号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてご審議をいただくこととなります。執行部より提案の3議案、慎重審議の上、いずれも可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第3号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお開きください。

歳出になります。

3款2項3目生活支援費、説明欄1の地域支え合い体制づくり事業補助金100万円でございますが、本事業は、地域の高齢者や障害者への福祉サービスを提供する活動を支援するため、必要となる費用に対しまして補助するものでございます。

この事業につきましては、千葉県が当初、平成23年度単年度での補助事業としておりましたが、事業期間が平成24年度末まで延長されたものでございます。

この補助対象事業でございますが、市町村が実施する事業、または知事が適当と認める団体が実施する事業に対し市町村が補助する事業を対象としておりまして、補助率は補助基準

額の10割補助となっております。

今回、1事業所から地域活動拠点整備事業により、足湯施設の整備を行いたい旨の実施計画書が提出されましたので、補正をお願いするものでございます。

なお、歳入におきましては、10ページ上段に県補助金の地域支え合い体制づくり事業補助金として、同額を計上させていただきました。

以上で、議案第1号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

本会議でご説明をいたしましたのが、改めて説明させていただきます。

補正予算書の20ページをお開きください。

歳出になります。

4款1項1目、説明欄2の休日救急診療委託料157万5,000円ですが、市民の休日における救急医療を確保するため、旭中央病院附属飯岡診療所において、休日における初期の急病者を対象に診療を行うもので旭中央病院に委託するものです。

それでは、休日診療業務概要をご覧いただきたいと思います。

こちらで、ちょっと訂正をお願いいたします。

（発言する人あり）

○健康管理課長（高山重幸） 一部修正をお願いします。

3の診療時間ですけれども、昨日、医師会の理事会がありまして、時間が決定されましたので、修正をお願いいたします。

午前9時から午後までとなっておりますが、午前9時から正午まで。それと、午後2時から午後5時までに修正をお願いいたします。それと、4番、診療科目ですが、内科となっておりますけれども、こちらに小児科を追加していただきたいと思います。4歳以上を対象といたします。

それでは、実施場所としまして、旭中央病院附属飯岡診療所で行います。診察日は日曜日、祝日、それと年末年始を予定しています。診察時間につきましては先ほど申しましたとおり、午前9時から正午までと、午後2時から午後5時まで。診察科目としましては、内科と小児科、4歳以上を対象としています。それから、実施体制としまして医師1名、旭市医師会より1名派遣されます。それから、看護師並びに事務員は各1名、旭中央病院より派遣される

こととなります。それと、委託料としまして、1日当たり7万5,000円となります。

以上の概要で事業を実施したく、補正をお願いするものであります。

以上で、議案第1号、健康管理課所管の補足説明を終わりとさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、続きまして、同じく補正予算書のほうの環境課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の20ページをお開きください。

4款1項4目、説明欄2の環境衛生対策推進事業190万円ですが、海上地区後草地先にあります広原東溜沈殿槽の排水ごみを除去する自動スクリーン装置が故障し、早期に復旧するため、補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の21ページをお開きください。

4款2項1目、説明欄2の災害廃棄物処理事業9,628万2,000円ですが、災害廃棄物の受け入れ及び処理につきましては、平成24年度も継続して行っているところでございます。これに伴いまして、処理量も増加しております。また、本来、管理型の最終処分場で処理する予定の不燃残渣でございますが、受け入れ先の都合によりまして、現在休止中でございます。そのため、ガス化熔融処理施設での処理方法に変更をいたしました。これら処理量の増加と処理方法の変更によりまして費用が増加したため、今回の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、庶務課のほうから補足説明を申し上げます。庶務課のほうの所管の事業につきましては、本会議におきまして、財政課及び議案質疑等で説明をされました。重ねての説明になると思いますが、よろしく申し上げます。

まず最初に、補正予算書の25ページをご覧ください。

歳出です。

10款2項1目、説明欄1の小学校施設改修事業の次のページになります。15節工事請負費の屋外運動場改修工事3,045万円ですが、古城小学校のグラウンド状態が悪いため改修するものであり、国の交付金事業が採択されたことから、補正をお願いするものであります。

工事内容ですが、排水整備として暗渠管理設及び側溝を設置いたします。表面処理ですが、グリーンダスト舗装を行うものであります。全体の施工面積は4,500平方メートルを予定し

ております。

次に、説明欄2の小学校大規模改造事業、15節工事請負費の大規模改造工事1億3,070万4,000円ですが、琴田小学校の管理教室棟の大規模改造工事を平成25年度に計画しておりましたが、国の交付金事業が前倒しで採択されたことから、このたび補正をお願いするものがあります。

基本的には、大規模改修ということで老朽化した校舎をリフォームするもので、古くなった床、窓、壁等の全面改修が主なものとなります。

また、配置等を見直した結果、新たに特別教室をピロティ部分、玄関の西側のスペースになります。89平方メートルを利用し増築することとし、総床面積は1,375平方メートルとなり、教育環境の改善を図るものであります。

また、本会議でも説明させていただきましたが、両事業とも5ページに記載のとおり繰越明許とさせていただきます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） 続きまして、議案第1号の生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の28ページをお開きください。

歳出になります。

10款4項11目、説明欄2の大原幽学記念館管理費200万円ですが、これは老朽化により使用不能となった1階収蔵庫空調設備の更新工事を行うため、補正をお願いするものです。

また、次の説明欄3の大原幽学遺跡史跡公園管理費100万円ですが、これは老朽化により使用不能となった消火栓ポンプ非常動力用の充電装置及び蓄電池の交換を行うため、補正をお願いするものでございます。

以上で、生涯学習課の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 2点質問させていただきます。

1点目、20ページの説明がありました休日救急診療委託料ですか、これについてですけれども、この委託ということにつきましては、一つの大きな目的は、中央病院の医師の負担軽減

減ということだろうと思いますけれども、そういった中で今回の休日救急診療ということがどの程度、中央病院の医師の皆さんの負担軽減につながるのかどうかということですが、その辺をまずお聞きします。

それと、もう1点は、26ページですか、小学校の大規模改造事業の工事請負費のほうなんですけれども、まず、課長の説明をちょっと聞いておりましたけれども、大規模改修工事といったような、改修と言っていましたよね。予算書の中には改造と書いてあるんですよ、改造。改造と改修では大分ニュアンスが違ってくると思うんですけれども、予算書にこういうふうに書かれているということの中で、何か教育委員会のほうの思い入れがあるのかどうかということなんですけれども、それをまずお伺いして、今回、琴田小学校の大規模改修を前倒しをして補正でやるということになったわけなんですけれども、この大規模改造につきましては、以前お伺いしましたところ、耐震補強で以前多くの学校を耐震補強しながら大規模改造を行ったと。それに、耐震がオーケーで、そういったことができなかった学校について、これからこういったことをやっていくというようなお話をお伺いしたわけなんですけれども、今後の計画がどのようなものか、ほかの学校ですね、あと、どこをやるかと、その辺についてもお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、医師の負担軽減について、どのようにつながるかということなんですけれども、旭中央病院に集中している救急外来を軽減するためには、今回行うように一次救急の診療を行うことが効果的だと考えました。市といたしましても、一次救急の診療事業を別の、今回行う飯岡診療所で行うことによりまして、旭中央病院の救急外来の二次及び三次の救急業務のために協力できるかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院といたしましても、これまで行われませんでした休日診療を行えることによりまして、やはり軽い患者さんがまずここに行っていただくというようなことが実施されることによりまして、効果が期待できるのではないかとこのように考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） まず、改修と改造の違いということで、2種類使ったので非常に申

し訳ありません。補助金のメニューは改造ということで、国のほうの、文科省のほうのメニューは改造ということでお願いしたいと思います。時々しゃべり言葉で改修という言葉が出てきちゃうかもしれませんが、正しくは改造ということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、今後の耐震化のクリアした学校についての大規模改造という計画はというご質問です。今の整備計画の中に登載されている事業ですと、嚶鳴小学校です。これが平成25年度、これからまた新年度予算等を3月議会でご協議いただきますが、25年度に位置づけて予算化をしたいというふうに考えております。

それと、26年度には一中を大規模改造ということで予定しております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 休日診療のほうですけれども、飯岡診療所でこういった体制を整えることによりまして、一次救急のほうが大分、向こうで診てもらえるんだらうというようなことだらうと思いますけれども、私が素人なりに考えますところ、飯岡で開くよりも中央病院本体に医師会の医師の先生方に来てもらって、今現在、それに当たっている先生方が休んでもらったほうが医師の負担軽減という観点からすれば、むしろ効果的じゃないかなというふうに考えますけれども、その辺については検討されなかったのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、中央病院に医師を派遣して診療することを検討しなかったのかについてお答えいたします。

医師会のほうでは、旭中央病院の救急棟のほうへ行って診療することも検討いたしましたけれども、今回のように別の場所で診療を行うことが、一極に集中していることに対しまして効果的ではないかということで飯岡診療所を使うことにいたしました。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） そういったことで、取りあえずは実行されるということで見守りたいと思いますけれども、もう1点お伺いしたいのは、ここには市の負担部分ですか、157万5,000円負担するというので書かれておりますけれども、収支と申しますか、収入のほうも当然あると思いますけれども、そういった面ではどういうふうに考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 収入の面ですけれども、診察に伴う診療報酬等が入ってくるようになります。そちらにつきましては旭中央病院の収入とすることになっております。

以上であります。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 2点ほどお願いということで、質問をさせていただきます。

第1点目は、この足湯ですね、17ページ、生活支援費。これ、場所どこかなということ。観光地だと駅前というのがいいかなと思いますが、飯岡に健康センターあるもんで、あの辺なら一番いいのかなと、風呂もやっているから、そういう考えが第1点ですね。

それと、今、飯岡診療所で、年末年始ということでございますが、これ、旧飯岡の人は分かると思いますが、ロコミで分かってくると思いますが、啓発をどのようにやっていくのかと。広報あさひに大きく掲載しないと、旧干潟町とか海上のほうの人、旭の干潟駅のほうの人というのは分からないよ。だから、相当この啓発運動をやらないと、せっかくやっても、何だ、来たのは飯岡の人が何人か来たなという程度になっちゃうと、せっかくいい案ですが、これ意外と成績が上がらないということでは困りますので、その点どのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと、こういうふうに思います。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） ただいまのご質問で、足湯の設置場所はどこかということでございますが、場所につきましては海上地先になります。海上地先の、飯岡駅のちょうど南になりまして、飯岡駅から約100メートルほどのところの通り沿いになります。そこに、福祉サービス事業者が介護サービス事業等を実施いたしておりまして、その場所の敷地内に足湯を設置するというので計画書が提出されております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、啓発はどのように行うかについてお答えいたします。

12月25日の朝刊に、休日救急診療が始まりますということで、まだこちらは案の段階なんですけれども、チラシを入れたいと思っています。こちらには、診療日を示した日程表と診療科目、それから案内図、これを含めたものを12月25日の朝刊に入れます。それとあと、ちょっと遅くなりますけれども、1月15日号の広報にも載せたいと思っております。それと、

ホームページですか、そちらのほうにも記載をいたします。

(発言する人あり)

○健康管理課長（高山重幸） 12月の広報につきましては、原稿の関係でちょっと間に合いませんでしたので、新聞のチラシを行いたいと思います。

以上であります。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） これ、今言ったように、広告、新聞チラシをまけば相当違ってくるかなど、こういうふうに思いますが、1回ではどれだけの効果があるかどうか分かりませんが、幾らも経費かからないので、やはり年末は商店街の売り出しの広告でいっぱい見る人ないかなと思いますが、ひとつ知恵を絞って、予算を何とか捻出して、多くの市民に知ってもらうことが一番望ましいと私は思いますので、お願いをしたいと、これ要望でございますので。

それと、足湯ですが、個人の家にするのはどうかと、私思うですよ。旭駅にやるとか、飯岡駅前にやるというのならいいけれども、やはり個人の、そういう施設をやっているからといっても、そこにやるのはどうかと。それなら、やっぱり飯岡の健康センターとか福祉センターあるわけですから、そういうところにやるのが本来の筋ではないかなと。やはり公の金を使ってやることは、個人の家にするというのはやはり好ましくないなと私は思いますが、課長の意見として、それは正しいと言えばそれでいいでしょうけれども、余り文句は言いませんが、私個人としては、公のお金で個人の家で足湯の施設をすると、一定の人間だけしかそれは利用しないと思いますよ。だから、考え方をもっと大所高所に立って事を起こさないとはやりますまいんじゃないかなと、私はそのように思いますが、ご所見をお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 確かに委員おっしゃるように、そういう公益の場所で、多くの方がふれあうような場所が一番適しているんじゃないかということでご意見いただきましたが、この事業につきまして、実施する事業者がデイサービス等のセンターを運営している事業者でございます。特にこの事業につきましては、福祉サービスということの観点からいきまして、ちょうど海上の駅前、地域にいたしましては、駅前で地域的に人口もある程度集中しているところであります。そういった中で高齢者や地域の子どもたちなどが、誰もが利用できる交流の場として、開放して外に出やすい環境を作るといような計画で上がってきたものでございます。

場所につきましては、確かにそういった場所が一番適していると思いますが、場所的には

そういったところでつくること自体については特に駄目とか、そういう規制等もございませんので、その計画について今回それを認めて一応受理しているという、計画の申請を県のほうに上げたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 私は、本会議でもこれ聞いたとき、ちょっと聞こうかなと思っていたんですが、やはり基本的な考えが最初から逸脱しちゃっているわけですよ。総武本線来るやつが佐松線へ行っちゃったわけですよ、はっきり言って。これはもう飯岡の健康センターとか、ああいう公共の場に設けるのが当たり前なことなんですね。それはデイサービスやっている、だけれども、それはロハではないでしょう。要するに、お金取って営業でしょう。そうでしょう。だから、営業のところに市の予算で、国・県の予算で、デイサービスだって営業をやっているわけですよ。そんなところに国・県の予算を持っていくということ自体が、足湯を持っていくということ自体、だから、ちょっと個人の家では行きづらいですよ、はっきり言って。旭駅前だとかそういうところだったら、電車乗りおりにちょっと行けますよ。個人の家じゃ行きづらいですよ、幾らそういう商売をしておっても。どうして当初からそこらを考えて議論をしなかったのかということに問題があると思うんですよ。

公のお金を使って事業を起こすというときには、やはり大所高所に立って、どうしたらいいかということの研究するのがやはりあなた方の仕事だと思いますよ。私は、飯岡の健康センターとかああいうところなら、多くの人が年中来ているわけですから、利用客多いですよ、はっきり言って。海上、あそこらの人が何人か行くだけになっちゃいますよ、これ、せっかくお金かけて。遠くへ行ったら分かっていでしょうよ、甲府のほうへ行ったらどこへ行ったら、みんな駅前にやっているでしょうよ、観光を兼ねて、足湯というのは。

だから、そういったことから考えてやっていかないと、発想の転換がおかしいんですよ、私に言わせるとね。再度再考を願って、質問を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） ただいまのいろいろ貴重なご意見いただきまして、今回、こういった、ただいまご説明いたしましたように、福祉サービス事業者の敷地内に設置するというご説明させていただきましたが、確かにその敷地内ではございますが、事業者としては、広く開放するというのを計画の中で申し出ておりますので、その点はひとつどうかご理解いただければと思います。

確かに公共の場で、そういうところに設置すれば一番いいわけですが、そういった事業者につきましても、そういった広く公共のところに用地、そういったところを確保できないというような事情もあると思います。場所的にその駅前地域、海上地域では、その地域の中で人口が一番密集しているというようなところがございます。ですので、そこを一応申請場所として計画を上げてきたということでございます。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(石井 繁) 海上の、大通りの100メートルぐらいの、南において……

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(石井 繁) いろいろそういったちょっと条件等もありまして、委員おっしゃるように、そういった用地、そういう場所が確保できて、そういう場所にできれば一番いいんですけど、ただいま申しましたように、駅前の南において100メートルぐらいのところに、道路の右側ですが、そちらのほうで、事業者はデイサービスのセンターのほうを運営いたしております。そこの敷地内で広くそういった地域のお年寄りや子どもたち、一般の方々に自由に出入りしていただいて交流の場として活用させていただきたいということで、いわゆる世代間交流というようなことを目的として実施したいということですので、今回、その計画について承認させていただきまして、補正のほうをお願いしたような次第でございます。

(発言する人あり)

○委員長(景山岩三郎) 林正一郎委員。

○委員(林 正一郎) 課長さんね、あなたね、やはり営利法人か、要するにNPOも全部そうですよ、営利法人なのか公益法人なのか、そこらを頭の中に入れなきゃ駄目なんですよ。独法だって同じです。独立行政法人だって同じ。営利なのか公益なのか、これ2者あるんですよ。島田君のあそこは元八郎材木って、おやじさんは亡くなったけれども、海上の議員やっていたんですよ。ねえ、渡辺課長。あそこは営利法人なんですよ。営利法人のところに公的資金を投入して足湯をするということは、一考、考える必要はあると、再考する必要はありますよということなんですよ、私が言ってることは。

それなら、旭の駅でも海上の駅でも干潟の駅でも、もしくは先ほどから何回も言っている飯岡の健康福祉センターだったら、大勢の人が毎日のようにしっかり来ているわけですね。そういった施設のところにそういうものを持っていくということが、あなたの課で第一義的に考えることが私は正しいと思いますね。それが最も私は望ましいと思うね。営利法人に公

的資金を市が何でやらないの。もっと公共の場にやる場所がありますよ。今、あなた、場所がないと言ったから、私、むくつきたんですよ。あれ旭市の土地ですよ、飯岡の健康センター、全部。市長がいいと言ったら、どこでもできますよ。あれだけの場所あるんだから、場所がないとは言えませんよ。そうでしょう。場所がないと言うから、そういったいいかげんな答弁しちゃ駄目だよ、君。もうこれでとめておくけど、これでやめますけれどね。第一義的に公金を使う場合にはどうしたらいいかということ念頭に置いて議論をしなきゃ駄目だということをお願いしたい。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 大変申し訳ございませんでした。今、委員おっしゃるように、用地の確保が困難だというのは、公共の場は確かにございます。つい、私のほうで今、困難だというのは、その実施事業者がそういった場所に確保しているかどうかというのは困難だということちょっと申し上げさせてもらいました。公共の場所は、委員おっしゃるとおりでございます。また、そういったこの事業につきまして、再考、そういったことについては十分ご意見を肝に銘じまして検討させていただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 課長、あとで課内でもう1回話し合ってみてください。

ほかにございませんか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 今の足湯の話ですが、市内にデイサービスを行っている個人の業者というのは何軒ぐらいあるのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） ただいま、市内にデイサービスを行っている事業者は何業者ぐらいあるかというご質問でございますが、申し訳ございません、ちょっと手元に資料がございませんので、件数はあれですけど……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 大ざっぱでということになりますと、やっぱり10事業者近くはございます。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） そうしますと、何かほかの業者からも、ああ、俺もやりたかったな、うちでもやりたかったなというようなことになりますと、行政も公平性を問われると思います

ので、その辺を慎重に考えて設置場所を検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） ただいまのご意見、ご要望でございますが、この事業につきましては、当初、先ほどご説明いたしましたように、平成23年度の単年度事業ということでございました。これが県のほうの100%全額補助金で実施いたしているものでございます。それで、県のほうから24年度、さらにもう1年延長するというようなことがございまして、その24年度に限って1年間延長ということになりまして、今回、この1事業者から申請ありました。ですので、この事業につきましては平成24年度をもって終了となる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません。今、林委員、向後委員からお話のあった件で、私もちょっとお聞きしたいなと思っていたことがあったもので。

25年度があればの話なんですけど、まあここで出ていますからあれですけども、NPO法人で1事業者から申請があったという話だったんですけど、先ほど林委員からありました啓発といいますか、どのくらいのNPO法人に声をかけてあってというような、まあ1事業者でと、何かどうやって決まったのかなという、その辺がちょっと疑問点だったんで、そういう意味では海上の駅だったら海上のセンターもありますし、飯岡もあるし、駅に近いという話では海上のセンターもあるしと思っていました。だから、今、向後悦世委員からお話ありましたけれど、そういったNPO法人が今どのくらいあって、もしこういった事業がまたもう1年延長するというようなお話が出れば、皆さんに公平に声をかけないと、要するに今公平さがないというか、そういう話になるんだろうと思います。ちょっとその辺が疑問になりました。

それと、あと単純な質問なんですけども、飯岡診療所での休日診療なんですけど、診療費ですね、費用、これは救急で通常より高いのか、本当に初歩的な質問で申し訳ないんですけども、ふだん行ったのと余り変わらないということであれば、かなり飯岡地区にとってはありがたい話、結構行くだらうと思うんですよ。だから、費用をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） この事業について、どのようにこの事業者に対して周知、啓発を行ったかということでございますが、この事業につきましては、当初、地域支え合い体制づくり事業ということで周知を図るため、県のほうでは平成23年度におきまして、当初、県内の各NPO法人等にこの事業の趣旨、その説明の文書等を配布いたしております。

24年度は、県のほうではこの周知等は行わなかったわけでございます。行わないかわりに、かわりということではないんですが、24年度につきましては県のほうでは周知等は行いませんでしたが、市のほうに対してこの事業の実施要望調査等がありました。その中で、24年度につきましては、市が直接実施するような事業はまず実施する予定はないということで回答いたしましたわけですが、24年度につきましては、ただいまの1法人ですか、この事業者のほうからこの事業について、また24年度も実施したいという旨の申し出がございまして、計画書を上げてきました。その中で上がったわけですが、市のほうといたしましても、今回につきましては、県のほうもNPO法人等に周知等実施いたしておりませんでしたので、市のほうとしても特別各事業者に対して周知等、行ってはございませんでした。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 診療費ということでよろしいでしょうか。診療費につきましてはふだんの診療と同様ですけれども、休日分ということで休日加算がつきます。

以上であります。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、補足説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明した滝郷診療所におきまして、当初、診療日数の減に伴いまして患者数の減少を見込んだところでございましたが、今までの患者が開設している診療日に回るなど影響が少なかったことによりまして、

6 ページでございます歳出ですか、2 款 1 項 3 目、説明欄 1 の医療品衛生材料費980万円の不足が見込まれることになりまして、それに伴いまして診療収入とともに補正するものでございます。

また、4 月から週 1 日東庄病院より医師を派遣していただいていることから、臨時職員の賃金を減額するもので、派遣委託料につきましては、議案質疑でもご説明したとおり予備費を充当して対応している状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第 2 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 2 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 3 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、議案第 3 号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について、病院事業の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 8 ページをお開きください。

収益的支出になります。

1 款 1 項 3 目 6 節光熱水費の5,040万円の増額ですが、東京電力の法人向け電気料金の値上げによる増額、6 項 1 目 3 節特別養護老人ホームの諸経費302万4,000円ですが、井戸水から市水へ変更のため、配管接続工事及び水道料金として、増額補正をお願いするものであります。

また、10 項 1 目 1 節その他特別損失 3 億1,398万円ですが、地元住民からの解体工事に当たっては安全面に配慮してほしい旨、要望があるなど、安全性の確保については十分配慮する必要があることから、解体工事について再検討を行った結果、一部を翌年度に繰り越したことにより減額するものであります。

1 項 4 目 1 節減価償却費6,876万円ですが、解体工事の見直しにより今年度の減価償却分を増額補正するものであります。なお、解体工事は25年度の前半には終了する予定であります。

以上で、議案第 3 号、病院事業の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第 3 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） これ、課長、何号棟ですか、解体工事するのは。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 解体する場所は、4号館、5号館、6号館ですが、今回の解体する場所は5号館、6号館を今年度中にやって、4号館については来年度に一部残すという予定であります。

○委員長（景山岩三郎） 病院施設課長。

○病院施設課長（永嶋英和） それでは、私のほうから、解体という工事の現場ということで、ご説明させていただきます。

今言う4号館というのは旧玄関でございまして、今、現に前倒ししまして、既に職員食堂棟を建てたところが4号館でございます。5号館といいますと中ほどの建物でございます。それと、6号館というのは一番南側、整形病棟や手術室とか泌尿器科病棟、裏の道路に面した建物のことを通称6号館と呼んでございます。以上、4、5、6を解体させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 大体、頭の中には入っているんですがね。その4、5、6の、あれっ、7はなかったっけ。それぞれ、その解体する配置図、皆さんに……

（発言する人あり）

○委員（林 正一郎） もらってある。もし、あれなら、配置図あれば、くれればありがたいなど、こう思います。もらった人はもらった人でそれでいいでしょうから、もう1回出してくださいよ。

○委員長（景山岩三郎） 病院施設課長。

○病院施設課長（永嶋英和） 申し訳ございません、早急にお出します。

それと、委員、7号館というのが、昔で言う救急救命棟でございましたが、現状、精神科病棟が改修しまして造りました。現在はそこを3号館と呼ぶような名前にしました。ですから、4、5、6というのがなくなっちゃいますもので、7号館というのがあってはちょっとおかしいだろうということで、7号館を、以前の救命救急棟を神経科に変えまして3号館という名前をつけました。あとで、後日、図面等配置図をお持ちします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。

今回、補正は支出のみの補正ですね。支出が3億、合計4億でしたか、補正が3億ですか、減額するというので、収入のほうの補正は特に出されていませんから、それと損益的にはかなりいいペースになっているのかなと思えるんですけど、その辺のお話をちょっと聞かせていただければと。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今回の補正ですが、収入のほうの補正については今、委員がおっしゃったように、しておりません。支出のほうですが、今回、経費として、まず電気料金、これが病院事業のほうで増額補正しています。それから、特別養護老人ホームの市水の接続ということで、これが300万円ちょっとの増額補正という形で、支出の増というのはこのほかに、解体工事を一部先送りということで、当初予算の中では解体工事については、簿価の部分と工事費含めて約8億円弱の特別損失を計上してありました。その部分が今年度一部工事を来年度に先送りするというので、特別損失の金額がちょっと減ります。

そういった関係で当期の利益については、当初予算よりも若干増えまして、利益のほうは税込みで2億8,000万円ぐらい、いわゆる税抜きで約2億5,000万円ぐらいの利益を確保できるというような形で今回補正を行っております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時10分

○委員長(景山岩三郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(発言する人あり)

○委員長（景山岩三郎） 病院施設課長。

○病院施設課長（永嶋英和） 先ほど委員の先生から、解体工事の図面等の写しをとということで、お話がありまして、私のほう、委員長の許可を得ずに配付してしまいました。誠に申し訳ございません。おわび申し上げます。

以上です。

（発言する人あり）

○病院施設課長（永嶋英和） それでは、申し訳ございません、先ほど配付しました図面でございます。黄色部分、これが今年度、24年度に解体する面積でございます。1万2,203.51平米でございます。その上に、見づらんですが、24年度、もう解体済みということで職員食堂、これが23年に解体しまして、4,970平米でございます。それと、右のほうに赤くできています。この部分が来年度、25年度解体する6,162.82平米ということになります。以上、4号館、5号館、6号館という形で解体させていただきとうございます。

右下のほうに面積表がございます。本館から1号館、2号館、3号館、4号館、それと研修棟ということで、解体後は11万1,795平米ほどが病院本体の面積となる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 先ほど、向後委員のほうからご質問のありましたデイサービス事業所数でございますが、10社程度ということでご回答いたしました。調べましたら、市内に15事業所ございます。

以上です。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、環境課のほうから1点説明をさせていただきたいことがございます。

お手元のほうに環境課のほうからの資料ということで、広域ごみ処理施設建設計画スケジ

ジュール（目標）という資料をお配りしてございます。そちらをご覧になっていただきたいと思います。

この広域ごみ処理施設建設計画スケジュール等につきましては、今回、一般質問等でも多くの議員のほうからいろいろなご質問をいただいたところでございます。今回ここに示しました資料につきましては、東総地区広域市町村圏事務組合の全員協議会が10月3日または11月29日に開かれてございます。その中でお示しをした資料でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、このスケジュールですけれども、概要を年度別におおよそ説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、平成24年度、本年度ですけれども、本年度中に進めておりました内容等でございます。まず、地元というようなことで基本協定の締結でございますけれども、地元16町内のうち、現在14町内会と基本協定の締結は済んでおります。あと、本年中にもう1町内、協定の締結ができる見込みでございます。残る1町内につきましては、来年の3月末を目指しまして、全16町内と締結をしていこうということでございます。

次に、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とごみ処理施設整備基本構想の見直しと、それと循環型社会形成推進地域計画、この策定を本年中に、そういった計画を本年中に、今現在、進めてございます。これらの計画の見直し等につきましては、処理方式等の選定も含めまして、諮問機関でございます東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会、この中で協議、調整してございます。そういったこの検討委員会から、本年11月に、今までの経過報告と併せまして中間答申がなされまして、最終的には平成25年3月までには管理者のほうへ最終答申が出る予定でございます。

あと、最終処分場の用地選定ですけれども、これにつきましては、平成25年、来年の3月に、まだ仮称ですけれども、最終処分場用地選定委員会を設置する予定でございます。

続きまして、今度、25年から27年度にかけましてですけれども、これらにつきましては、まず焼却施設の計画に伴いましての測量または地質調査、そういった業務を実施する予定です。それと併せまして、焼却施設等の基本計画、それと基本設計業務、こういったものと、それと環境影響評価の調査業務、こういったものを27年くらいまで実施をしていくと。それと、あと平成26年からなんですけれども、都市計画決定、案等の作成というようなことで、こういったことにも取り組んでいく予定でございます。

それと、最終処分場用地なんですけれども、こういった選定後に住民説明会、こういった

ことも予定を25年度にはしてございます。それに伴いまして、あと今度、最終処分場用地の測量ですとか、地質調査業務、それと最終処分場に係る生活環境影響調査、そういったことが実施されまして、最終的には最終処分場の施設の基本計画または基本設計業務、こういったものが平成27年までに行われるということでございます。

それで、平成28年度ですけれども、平成28年度につきましては、先ほど申し上げました地元16町内会と最終協定を締結していくということでございます。それとあと、最終処分場の実施設計業務、それと、継続して行っております用地交渉に伴いましての事業認定手続き、それと、焼却施設用地と最終処分場用地の最終的な取得に向けた契約、そういったことを締結していくということでございます。それと、28年度には、焼却施設と最終処分場の設置届ということでございます。それと、都市計画決定。

あと、29年から31年までなんですけれども、焼却施設、それと最終処分場、これらについての具体的な今度は工事着工というようなことで始まります。3年間の中で工事関係を終了いたしまして、平成32年には焼却施設の稼働と最終処分場の供用開始、これを同時に開始をするというような予定でございます。

これが、雑駁な説明で申し訳ないんですけれども、今現在、目標としております広域ごみ処理の建設計画のスケジュールでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 子育て支援課より、飯岡統合保育所の基本設計がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

お手元に資料をご用意させていただきましたので、お配りした資料でご説明いたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

先日の一般質問で施設の大まかな概要についてご説明しましたが、改めてもう一度ご説明いたします。

名称ですけれども、仮称といたしまして、飯岡地域統合保育所建設工事。建築場所については、飯岡支所の東側の一部分を利用させていただきます。構造については、鉄筋コンクリート造2階建ての耐火建築物。基礎は直接基礎となります。定員については100名。一応定員120名まで受け入れ可能ということですので、120名までは正規に入所できます。面積については、敷地面積約2,500平方メートル、建築面積が689.16平方メートル、延床面積984.65平方メートルです。諸室の面積についてですけれども、1階が0・1歳児室、それと2歳児

室、1階部分は、あと遊戯室、調理室、事務室、休憩室、一時保育室になります。2階部分は、3歳児と4・5歳児。あと、屋上が津波避難スペースとして利用することになっております。園庭が約1,520平方メートル、それで各保育室等の面積については、国・県の最低基準面積、県の指針をクリアしております。

なお、工事内容ですけれども、建築工事、この部分で支所の玄関のひさし部分を一部撤去いたします。あと、電気設備工事、ここで太陽光発電設備ということで、屋上を利用して、20キロワットのソーラーを設置いたします。機械設備工事、この3つの工事内容でございます。

右手のほうに、2番として位置図というのをお示ししてございます。飯岡支所の東側のこの部分が建設箇所ということでお示ししてございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思っております。

これは、上から見た配置図ということで、北側部分園舎、南側部分を園庭、グラウンドとなります。

あと、お手数ですが、3ページ目をお願いしたいと思っております。

園舎のイメージ図、こちらに示してございます。四方から見た園舎のイメージ図です。右手のほうの南側上部からの建設イメージのところ、外階段、住民の方が避難される階段として、外階段を設けてございます。階段下を有効利用するために外の、外部トイレと倉庫を併設いたしてございます。

詳細については実施設計で詰めてまいります、今後も進捗状況について随時ご報告させていただきます。ご了承ください。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 私、ちょっと詳しく聞いていないんですけれども、この園舎の南側にある階段って言っていましたよね。これはスロープ式でなく、普通の階段にするんですか。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 階段部分ですけれども、スロープではなくて普通の階段となります。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 俊介） できれば、これ、避難場所、老人、子どもが入るわけですから、この間

も私、沼津のほういろいろ視察してきましたけれども、やはり避難場所はスロープのほうがいいし、また階段よりもスロープのほうがお金もかからないんじゃないかと思うんですけども、その辺も再考していただければと思います。一応要望です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 私も今、これ避難場所にするということですから、俊介議長と同じ考えで、お願いしたいのと、同じ階段にしても緩やかな階段にしてみようと、緩やかでないと年寄りには上れないから、お願いしたいのと、こういうふうに思いますので、ひとつその点も設計屋と協議して課長、していただけませんか。そのほうが私はいいと思います。私も沼津を見てきて、いろんなあれで、やはり今、議長がおっしゃるような意見が最も望ましいのと、こういうふうに思いますので、お願いしたいと、要望でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 環境課の広域ごみ処理施設建設計画スケジュールについてですけど、一般質問でもいろいろお話出ているかと思うんですけど、特に下半分の最終処分場の問題だと思っんですね。確かに書いてありますけれど、全くと言ったら怒られちゃいますけれど、ちょっと、書けばいいというものでもないのかなというような気がするんですね。

それはそれとして、ここで旭市、匝瑳市、銚子市の最終処分場のリミットというか、残量というか、例えば28年とか29年、もう最終処分場、多分間に合わないんだと思うんです、このスケジュール表。だから、スケジュール表ですから、困っている状況でスケジュールを作るわけだよね。最終処分場がなくなっちゃうから、おさめるところがなくなるから、どうしてもここまでは造らなきゃいけないんだと、その辺を分かるようにできれば作ってもらいたいと思いますけれど。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今のお話ございました3市の最終処分場の件ですけども、ちなみに旭市の場合ですけども、残りといいますか、あと、若干7年くらいですね。7.何年という数字になると思うんですけども。

（発言する人あり）

○環境課長（大木多可志） ええ、そういうふうな形で、まあ、ただ、今、市のほうもそういった、この計画等にもらみまして延命措置をとっているという状況です。ですから、現在一

部は、民間へ最終処分を一部しているということで、延命措置をしているという状況です。

あと、やはり銚子市につきましても、そういったことで、延命も含めて、それともう一つ、銚子市の場合にはもう既にいっぱいの状態にきているんですけども、盛り土をしてですとか、そういったことで多少また延命措置を講じたようなそういった状況で、何とかこのスケジュールにまで、もたせるような努力を3市とも今しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 先ほどの統合保育所の説明で、イメージ図から見ると階段ということなんですが、また階段だけでは、車いすの高齢者等、いろいろ避難する方もあろうかと思えますので、スロープ式の階段、併用して両方使っているような階段もありますので、そういうことも参考にして取り組んでいただければと思います。これは自分の提案です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、陳情の審査を行います。

社会福祉課以外は退席してください。どうもご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第4号、生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第4号の審査に入ります。

初めに、社会福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、社会福祉課としての今回の陳情につきまして、参考のご意見のほうを申し上げます。

まず、1点目の生活保護の老齢加算の復活についてでございますが、御存じのように、昭和35年の老齢福祉年金制度の発足に伴いまして、この老齢加算というのが設けられました。1つとしては、高齢者の方の場合ですと、その栄養の補給、あるいは交際等ということで、特別の事情ということで、この老齢加算が認められましたけれども、その後、生活保護制度の見直しによりまして、平成18年度に廃止されたという経緯がございます。こちらにつきましては、国内の8裁判所で、地裁あるいは高裁等で生存権の保障に違反するのではないかとという形で質疑がされておりましたけれども、今現在のところでは違憲ではないという結果のほうが出ております。

私どものほうでも、高齢者の方、大変なのは分かるんですけども、今、年金制度の見直し、あるいは経済がデフレ状態化等がございますので、老齢加算の廃止のほうはやむを得ないのかなというふうに考えております。

それから、2点目の生活保護基準の引き下げにつきましては、これも新聞報道等で大分ございます、働いている方の最低賃金よりも生活保護基準のほうが一部上回っている場合もあるというような形の中では、先ほどと同様に、年金制度そのものの、今、改正等が論議されておりますので、こちらのほうも相応の措置でやむを得ないのかなと。

最後の、この生活保護費の国庫負担、現在75%でございますけれども、これにつきまして、国庫負担、全額国庫という形、こちらのほうは、ちょっと生存権のほうは、国民に保障していますので、できましたら国のほうにお願いしたい。

また、旭市の場合ですと、旭中央病院あるいは京友会病院あるいは海上寮療養所というような形で、精神関係の病院等、あるいはそのほかに障害者関係のグループホーム等がたくさんございます。そういう関係で通院されている方あるいは入院されている方が旭市にお住まいになって、生活保護のほうを旭市のほうで支給するというような面もございますので、この点については旭市の部分としては、国のほうでお願いできれば一番ありがたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

何かございますか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時42分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情の審査を行います。

陳情第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 先ほどの課長の説明が非常に分かりやすく、全く当を得ているなど思います。確かに今、不景気で生活困窮者がどんどん増えている状態で、本当に大変なんだろうと思います。この陳情の趣旨というのは分かるような気がします。

ただ、今、衆議院選でやっていますけれど、橋下徹さんが金がないと言っています。ともかく不景気で、出したくても出せないという状態なんだろうと思います。それから、課長の説明がありました、デフレ状態がこの20年間続いていると。そういった意味では、大変かもしれませんが、金銭的にはそんなに増やす必要はないのかなと。まあ出せば出したほうがいいんだろうと思います。

それと、そういった意味で、裁判所のほうでも違憲ではないという状態、これは平成18年に、まだそんなにたっていませんけれども、そういう状態なんで、この1番目、2番目については、私は、まだ当面少し様子を見るというか、これから景気よくなる状態を見てから、それでもいいのかなと思います。

3番目の生活保護費の国庫負担を現行の75%、これはやっぱり弱者が移動するということですから、やっぱり国に見てもらえないと思うんですね。ただ、これ1、2、3セットになっていますので、3番目については別の機会、別の方法で改めて何か運動かけてい

ただきたいなと思います。

そういった意味で、この陳情文については、私は今回、不採択とさせていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第4号、生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成者なし。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 景山 岩三郎

総務常任委員会

平成24年12月13日（木曜日）

総務常任委員会

平成24年12月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 4号 旭市私債権等管理条例の制定について
- 議案第 5号 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 6号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長	木内 欽市	副委員長	伊藤 保
委員	高橋 利彦	委員	柴田 徹也
委員	太田 将範	委員	飯嶋 正利
委員	大塚 祐司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	林 俊介	議員	林 七巳
----	------	----	------

説明のため出席した者（22名）

副市長	増田 雅男	秘書広報課長	伊藤 浩
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	加瀬 寿一
企画政策課長 兼被災者支援室長	米本 壽一	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課長	斉藤 馨
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和

監査委員長 馬淵一弘

その他担当職員 11名

事務局職員出席者

事務局長 堀江通洋

事務局次長 向後嘉弘

主査 榎澤茂

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、林七巳議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 1分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方には、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案4議案について審査をしていただくことになっております。また、議案第4号が可決された場合、発議につきましてご協議をお願い申し上げたいと思います。どうぞ、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつに代える次第でございます。

では、木内委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号の一般会計の補正予算、議案第4号の私債権等の管理条例の制定、議案第5号の総合事務組合同規約の一部改正にかかわる協議、議案第6号の専決処分の承認についての4議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決、承認くださいますようよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市私債権等管理条例の制定について、議案第5号、千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第6号、専決処分の承認についての4議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げたところでございますが、改めて予算の規模をご説明いたしますと、今回の補正額3億300万円を加えました後の予算規模は、292億8,900万円で前年度の同時期と比較いたしまして10.2%の減となっております。

補正予算書の9から11ページ、ここが歳入となっております、今回の補正予算の財源といたしましては、国・県補助金、それから地方債、基金繰入金のほか、繰越金を計上しております。

このうち、10ページにあります18款繰越金の補正額は7,094万8,000円で、補正後予算額は17億1,840万1,000円となります。

23年度決算に基づきます実質収支でございますが、21億5,521万2,000円でございますので、差し引き4億3,681万1,000円を今後の補正財源として留保しているところでございます。

そのほか、事業内容につきましては、本会議においてご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 総務課所管について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

2款1項1目、説明欄2のコミュニティ施設管理費です。

11節需用費135万5,000円は、萬歳地区多目的研修センターの地下ピット修繕工事です。東日本大震災やその余震等の影響が大きな要因と考えられますが、擁壁に亀裂やひびが入りまして、調理室の地下ピットに地下水が流入し、浸水しているため修繕するものでございます。

この地下ピットには、電気配線やガス配管があり、ガス漏れ事故等が発生するおそれもあるため、早急に対処する必要があります。

なお、歳入については、災害復興基金繰入金を全額予定しております。

次に、予算書の30ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び職員数の減に伴う増減を各款にわたって補正するものです。

1、一般職、（1）総括の補正後と補正前を比較いたしますと、職員数が2人の減、給料が1,129万3,000円の減、職員手当等が438万1,000円の減、共済費が232万6,000円の減となり、合計で1,800万円の減となります。

下段は職員手当等の内訳です。

主な内容といたしましては、期末手当が273万1,000円の減、勤勉手当が165万円の減となります。

次の31ページをお願いいたします。

給料及び職員手当等の増減額の明細です。

今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告では、民間との給与較差は小さく、ほぼ均衡しているということで改定勧告はされませんでしたので、給与改定に伴う増減分はございません。

給料の増減額マイナス1,129万3,000円の内訳は、退職等のいわゆる新陳代謝及び人事異動による増減分が676万5,000円の減、その他、育児休業や休職等の欠員による減額が452万8,000円となります。

職員手当等の増減額マイナス438万1,000円の内容は、先ほど申しあげましたように、新陳代謝及び人事異動、育児休業、休職等による期末手当及び勤勉手当の減額分でございます。

総務課所管については、以上でございます。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、13ページをお願いいたします。

7目企画費の説明欄1、企画事務費です。8の報償費、この40万円についてご説明申し上げます。

これは、旭中央病院検討委員会の開催に当たりまして、本委員会の目的であります経営形態の調査研究を進めるに当たって、病院改革の先進地の取り組みやその状況を把握するために、年明けの会議で講師を招くための経費です。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 13ページ、今、課長からの説明ありましたが、報償費、先進地視察ということですが、外部委員の報償金といたしますか、これはそのままなんですか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは、第1回をこの場で開催しまして、今年度第2回やって、第3回以降の会議で全国の先進地の病院の方をここにお招きするという経費でございます。先進地視察ではなくて、旭市にお招きするための経費ということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、それは何と申しますか、旅費、それから費用弁償みたいなものですか。それに該当するものですか。となれば、その報償費は1回どのぐらいになるのか、外部の方、お願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは、どこからというのはまだ決まっておられませんけれども、こちらからお願いしたいというところをめぐりつつ考えております。全国から3つ来ていただくかなというふうに考えております。それは、沖縄県と山形県と地元と、こういった方の旅費と費用弁償ということになるわけですけれども、1人当たり8万円で5人分をと、こういった積算であります。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、今までの検討委員の費用弁償、かなり安いと思うんですよ。ちょっと私も金額忘れた。そういう中で、今後は、その辺どういうふうにしていくのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 前回の議会でも、この場でもそういう話がありました。1人当たり6,000円という金額です。それプラス旅費、要するに電車賃そのものを加えた金額で非常に安いということになります。でも、これは変えずにそのまま委員にもそれは了承を得ていることですので、変えずにそのままいきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、関連して伺いますけれども、この先進地から5人呼ぶんですね。一緒の日にやるんですか、そういった会議は。そうすると、かなり大勢の方が今度は来られると思うんですけれども、場所はどこでやる予定なんでしょうか。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 場所は、先方が来てくれるかどうかはまだ分かりませんが、場所はこの場でやりたいというふうには、今、考えております。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） せっかく講師を呼んで、先進地の方からいろいろな話が聞けるわけですから、こんな場所でやらないで、旭市にもっといい場所あるわけですから、金のかからないところだっていっぱいあるでしょうよ。もっと大きいところでやったらいいと思うんですけども、何なんですか、それは。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 場所につきましては、その状況でまた検討したいと思います。

もう少し細かく言えば、この講師、具体的に独法化を進めているところで、今のメンバーの委員がそれについて勉強したいという大きな目的があります。でも、今、委員がおっしゃるとおり、もっと広い場所で大勢の方に聞いてもらったらどうですかということであれば、またその辺は中で検討したいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 何か、取り組み方が本当に中途半端な感じがするんですね。先進地から5人講師を呼ぼうというわけですよ。それなのに、ここで関係者だけ入ったらいっぱいでしょう。そんなもの、何人入ったっていいんですよ。例えば、傍聴が10人でもいいと思うんですね。体育館をやって、そこでやって人が集まらなくなると同じことです。私はずいぶん、場所はそんな検討しなくたってあそこでやろうと、大きい場所は大は小を兼ねるといいますから、初めからそんな考える必要はないと思います。どうでしょうか。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは、今月、第2回目を開催します。3回以降のこの会議になりますので、この第2回の委員会でその辺のところは十分検討させていただきたいと思います。相談させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 議案第4号、旭市私債権等管理条例の制定について、本会議で詳しくご説明できなかった第7条の債権放棄について補足説明を申し上げます。

一番最後のページ、第7条をご覧ください。

第7条は、私債権等の放棄について規定するもので、第1項では、債権放棄できる具体的な内容を規定しております。

第1号は、法令等に基づく種々の手段を講じたにもかかわらず、時効が完成したときは、時効の援用がなくとも債権を放棄できることとしたものです。なお、時効の完成後に債務者から一部弁済や時効の援用放棄があった場合は放棄せず、引き続き納付を求めていくこととなります。

第2号は、債権者が失踪、行方不明など、事実上、債権回収見込みがない場合に放棄できることとしたものです。

第3号は、相続人が限定相続した財産より強制執行に係る費用や他に優先的に支払うべき債務の額が上回るときは、放棄できることとしたものです。

第4号は、生活保護者や申請をすれば生活保護を受けることができるような生活困窮状態にあり、かつ資力の回復が困難である場合に放棄できることとしたものです。

第5号は、破産法や会社更生法などにより免責を受けた場合、法律上債務者から強制的に取り立てることができなくなりますが、債権自体は消滅しないため、それらの債権を放棄できることとしたものです。

第6号は、強制執行や債権の申し出など法的手段を尽くしても、完全に履行されなかった場合において、債務者がなお無資力またはこれに近い状態にあり、回収の見込みのない債権について放棄できることとしたものです。

第7号は、資力がないなどの理由から、徴収停止の措置をとってから相当期間経過しても、債務者の状況が変わらず債権を回収できる見込みがない場合、放棄できることとしたものです。

第2項は、本会議でもご説明いたしましたが、債権を放棄した場合の議会への報告について規定するものです。債権の放棄は、本来議決事項とされており、安易な放棄は許されないことから、議会へ報告し監視を受けることで債権の適正な管理を確保するものです。なお、市長は、病院事業管理者から報告を受けた診療費の放棄についても併せてご報告いたします。

以上で終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この件についてお尋ねします。

物を売り、それからサービスを提供する。そういう中で、その代償を受け取るのは、これはしごく当然のことでありまして、一般企業であれば、これはすべて帳簿上でも何でも管理しているわけですね。それをあえて条例化をなぜするのか。その点、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 委員のおっしゃるとおり、地方自治法あるいは施行令でも、適正な管理に努めなさいということは載っているわけですが、今までその部分が若干おろそかになっていたという反省もあります。

もう1点ご報告すれば、今ご説明した第7条の関係、この債権の放棄について、本来議会の議決事件であるということの中で、少額の債権、これを回収の見込みがないままに今までは残しておりました。そうしますと、額だけ膨らんで実際には取れないものが、いつまでも残っているという状況がありますので、それらは放棄させていただいた上で取れるべきものをしっかり取っていくんだということを改めて条例で規定し、努力していきたいということでもあります。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ここは委員会ですから、時間も回数も制限ありませんので、1つずつ質問します。

まず、この管理条例に、なぜ徴収という言葉が入らないのか。この内容を見ますと、徴収という文言が全然ないわけです。徴収をする目的であれば、なぜこの徴収という文言を入れないのか。この市の条例にも徴収というのは、ほかのことでもかなりあるわけですね。それなぜここで入れないのか、その辺お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 賦課から督促、催告を含めた徴収のための仕事、それからさらには法的手続きをとったところ、それから放棄についてということで、債権を回収していくすべての作業を管理という言葉で表したということをご理解をいただきたいと思います。

他市の例等を見ましても、なかなか徴収という言葉に特記したものがなかったということも含めて、前例等が管理という言葉で全部を含むんだということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ここに管理徴収条例と設けてもいいと思うんですよ。それで、管理というのは、課長、広辞苑で調べたって管理というのは徴収ということは全然入らないわけですよ。そういう中で、管理というのは、自分らで勝手につけた言葉であって、誰が見たって、ここにいる皆さん方、管理と言ったらみんな管理だけだと思います。徴収ということは全然念頭にないと思いますよ。頭にないと思うんですよ。ですから、ここで何で、もう1回、管理にしたのか。これは逃げ口上じゃないかと思うんですよ。

それと同時に、結局、旭市というのは一つの組織でしょう。そういう中で、今までは縦割りでやっていました。だから管理がおろそかだった、それは言い訳になっちゃうと思うんですよ。一つの組織ですから、横縦重なって、それで一つの組織だと思うんです。そういう中で、それはどういうふうに考えているのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 名称については、先ほどご説明したとおり、債権回収の管理をするという面で徴収という言葉が出てこないというご指摘ではありましたが、徴収作業も含めて、すべてを管理だということでご表現したということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、縦割りの話ですが、最初にご答弁申し上げたかと思いますが、今までおろそかになっていた部分もあるのかなという反省も含めて、条例ではっきり決めて取り組んでいこうということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 6条に、ここに「保全及び取立てに関し」と、ここでなぜ納付期限を、例えば1年なら1年したら強制的に対応を考えますよと、そういう文言が入って当然だと思うんですよ。これでは、本当のただ管理だけになっちゃうと思うんですよ。

それから、7条の中で、「消滅時効に係る時効期間が満了したとき」、これは当然のことで、こういうことを入れる必要があるのか。

それから、7条の7で「徴収停止の措置をとった当該債権」、これは時効の関係があると

思うんです。いくら市長が執行停止をしたって、法的な時効は進んでいるわけですよ。そうしたら、ここにおかしな問題が出ちゃうと思うんですね。

それから、あと第8条で「必要な事項は、市長等が別に定める」と、これはどういうふうになっているのか、その辺。8条については、何らかもう文章化されていると思いますが、それがありませんでしたらいただきたいと思うんです。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） まず、年度をはっきりうたうべきだと、6条の関係です。

これは自治法施行令の171条、それから171条の4まで、これを引用したもので、ここには督促をちゃんとしなさい、取れないものについては強制執行、徴収停止等をしなさいということが書かれているわけですが、ここでも施行令でも相当の期間という言葉が使われておりまして、これらについて、先進市の例等を参考にしましたところ、おおむね1年だと。うちの市のコミヤ弁護士も言うておりました。そんな中で、この年限を切ることについては、規則のほうでうたっていききたいというふうに考えております。それは、7条の1項7号についても同様に規則のほうで期限を決めたいと考えております。

それから、8条ですが、今申し上げましたとおり、細かいことは規則にゆだねたいと思いますので、それらをここで決めるということではありますが、この規則については、今、検討もんでいるところでありますので、公布がはっきりと決まりましたら、また議会のほうにもご報告したいというふうに考えてます。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これでは、この条例、ただのパフォーマンスなんですよ、本当に取る気がなくて、ただよそも作ったから作ったと、そういうことになっちゃうんで、ですから、ここで8条なんかでも、市長が別に定める、ここに1項を入れちゃえばそういう必要ないと思うんですよ。ここが最後何でも抜け道になっちゃうんですよね。ここがやわらかくなっちゃうんですよ。職員がやりいいように。

いずれにしても、今旭市でも、まあ私もこの間ちょっと言いましたが、下水道関係でも4億四・五千万円、税金垂れ流ししているわけですよ。それから、税金だって3億円から不納欠損出しちゃっているわけですよ。そうしますと、旭市の市税の1割強がそういう結果になっちゃっているでしょう。そういう中で、やっぱり市民が平等にこの税を負担してもらうためにも、やはりきちっとした条例にする。そして、それに基づいて職員も徴収する。そ

れがやはり税金の有効な活用になると思うんですけれども、そういう中で、なぜここに別に定めるでなく、ここに入れば何文字も入れないで、これだけで済んじゃうんじゃないですか。どう思いますか、これ。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） その期限を条例にというご意見です。

この条例案を作ってから、庁内でもいろいろ議論してきた中で、その部分については他の条例等との関係もありますので、規則が適当だろうということが一つと、それから、例えば1年を経過したら強制執行とかというのを条例に書きますと、逆に言うと1年を過ぎないといけないということにもなりかねませんので、その辺については、他の例えば私債権等とは別個に公債権の部分も滞納がある人がいたというときに、公債権のほうで強制執行がかかるとき、強制徴収がかかるときには併せて私債権もということもあり得るのではないかというような考えもあって、条例で期限を切るよりは規則にゆだねるべきということに決まったわけです。その辺はご理解をいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 議案第5号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、本会議で説明した以外、特に説明することはございません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第6号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

専決処分の内容は、平成24年度旭市一般会計補正予算（第4号）でございます。

本会議でも申し上げたとおり、この補正は、去る11月16日に衆議院が解散されたことから、必要となる選挙執行経費について11月19日に専決処分したものでございます。

補正額は3,300万円でございますが、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、県からの委託により執行するもので、歳入については全額、県支出金を予定しております。

そのほか、事業内容につきましては、本会議においてご説明申し上げたとおりでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうからは歳出の主な内容について、若干説明をいたします。

補正予算書の6ページ、7ページが歳出になっております。

1節報酬228万3,000円は、投票管理者・立会人等253人への費用です。

3節職員手当等1,562万9,000円は、投・開票事務従事者等、これが576人の手当でございます。

11節需用費の消耗品費178万3,000円は、投票所養生シート、懸垂幕、それから風船等の購入費用でございます。また、食糧費44万8,000円は、期日前投票や投票日当日36投票所での立会人等への茶菓代等でございます。

12節役務費の通信運搬費177万1,000円は、入場券・選挙公報の郵送料等でございます。その下、手数料286万1,000円は、選挙公報の新聞折り込み、投・開票機器の点検手数料が主なものでございます。

13節委託料484万7,000円は、市内250か所のポスター掲示板の設置や撤去費用として443万7,000円、これが主なものになっております。

18節備品購入費165万2,000円は、津波で被災し、新しくなった中谷里浜区コミュニティセンターや広原西青年館などに備品を購入するものでございます。

以上で説明が終わりになります。よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市私債権等管理条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、資料の説明に入りたいと思います。

平成24年度旭市復興交付金（第4回申請分）配分概要という資料をご覧いただきたいと思っています。

これは、第4回、国の復興交付金の配分概要について報告するものであります。市からは10月17日に申請し、11月30日、国からの配分通知があったものであります。

一つに、飯岡中学校改築事業に3億1,500万円の配分がありました。ただ、26年度の事業につきましては、今後、追加申請するということであります。

それから、2つ目の統合保育所、これは残念ながら対象外となりました。

3つ目は、災害公営住宅整備事業ということで、ご覧の金額であります。

合計で6億8,200万円ということで、既に国からは第2回にも配分を受けております。その分を合わせますと、8億4,700万円という金額になるわけであります。

続きまして、旭市・千葉県津波対策事業説明会報告資料という、その資料をご覧になっていただきたいと思っています。

これにつきましては、11月25日に飯岡保健センターと矢指小学校で行ったものであります。一般住民は130人の参加がありました。ダイヤモンドにありますように、千葉県が行う津波防護対策というか、対策事業について説明をいたしたいと思っています。

基本的には6メートルの高さの防護施設を造りますよということでありました。ご覧の表のとおり、第1工区から第5工区までありまして、これについて説明したいと思っています。

第1工区は、いいおかみなと公園の西側辺りから約200メートルのところに直立護岸、直立護岸というのはコンクリートのL型の直立護岸であります。それを設置して6メートルの高さにするというものであります。この6メートル、6メートルというのは海拔のことです。

それから、第2工区の場合につきましては、1と2、2つに分けて、矢指川付近まで

は傾斜護岸と盛土と記載してございますけれども、傾斜護岸というのはコンクリートを使った護岸を造って、その上に土を乗せて6メートルにするという、そんな構造であります。

2-2工区につきましては直立堤、これはコンクリートの構造物を造りまして、直立堤の6メートルの高さを造ると。

第3、第4につきましては、基本的には砂で盛って6メートルの高さにするという構造であると。

5工区、矢指ヶ浦海水浴場から西につきましては、まずその一つについては直立堤、コンクリート構造によります直立堤防を造ると。それから、5-2につきましては、土で砂丘堤を造ると。それから3につきましては、盛土構造とありますけれども、これは砂丘堤と同じであります。土を盛った構造にするということでもあります。

この資料については以上であります。

続いて、イメージアップキャラクターが決まりました。

これは、実は明日、報道関係に発表を行いまして、表彰式も明日行われる。先にこの委員会で報告したいということで提出させていただきました。

愛称につきましては、「あさピー」という愛称でありまして、デザインはご覧のとおりであります。最優秀賞は、馬淵さんという大学院生、これ大学生とありますけれども、大学院生であります。

なぜここに至ったかというのは記載のとおりで、デザインの説明があります。頭にトマトがあり、野菜をイメージした緑色の羽があって、しっぽはイワシのしっぽであると。それから、全体的にひよこをイメージして男の子であるという、そういった内容でありました。

応募は606作品がありまして、最終的にこの1点が決まったということで、これから着ぐるみの制作に取りかかってまいります。着ぐるみのデビューは来年のさくらまつりをスタートにしたいと、そういうふうを考えております。

以上であります。

資料はありませんけれども、もう2点ほど報告させていただきます。

1点は、コミュニティバスが市内に5台走っているんですけども、コミュニティバスの車体回りに広告を掲載しましょうということにしたいと思っております。1月1日、広報あさひ元旦号でそれをお知らせして、募集をして、4月1日から掲載しましょうということにしたいと思っております。もちろん有料でありまして、月2,000円から4,000円をいただいて年間60万円ぐらいの収入を見込むと、そういったことにこれから取りかかろうとしております。そのこと

の報告をさせていただきます。

それから、もう1点は、道の駅であります。

もう既に8回を終えております。今の8回目の状況を簡単に報告いたしますけれども、今の状況は経費がどのくらいかかるんだろう。道の駅にはどれだけの人員が必要だろうと。あとは、道の駅の建物を造った場合にはどういったゾーニングがいいだろうとか、どういった動線、流れがいいだろうとか、そういったことの、今、検討しております。まだ結論には至っていませんけれども、そういった今の状況ですということだけ報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、災害公営住宅に係ります執行の状況をご報告させていただきます。資料は特にありません。

今議会でも30戸が33戸になりましたということで、お答え申し上げたとおりでございますけれども、今の状況ですが、復興交付金が認められたと。それで、災害公営住宅整備工事に係ります設計業務委託、この入札を11月20日に実施いたしました。

契約については、11月30日、日野建築設計事務所と815万8,500円で締結いたしました。

この内容ですが、災害公営住宅の基本設計及び実施設計、それからボーリングによります土質試験、それから建築確認申請書の作成を含めてということでお願いしたところであります。

なお、工期につきましては、平成25年3月25日ということでございます。

あと、外構等の工事につきましては、このほか駐車場の整備、フェンスの設置などを別途予定しておるところでございます。

あと、この完成の期限ですが、応急仮設住宅の入居期限である平成26年5月の退去に間に合いますよう平成26年3月末の完成を予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課からは、第2次行政改革アクションプランの取り組み項目の追加についてご報告申し上げます。

第2次行政改革アクションプランを策定してから3年目を迎えることから、さまざまな状況の変化に対応し、新たな課題を解決していくために、取り組み項目を追加することとした

しました。資料は用意してございませんが、追加した項目が人件費の削減の中で、時間外勤務手当の縮減等を含めまして計11項目を追加することといたしました。

詳しいことはホームページ等で掲載して、市民の皆様にも見ていただくことにいたしますが、今後も必要な取り組みは追加していきたいというふうに考えております。

行政改革推進課からは以上です。

○委員長（木内欽市） 所管事項の報告は終わりました。

それでは、所管事項の報告で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 道の駅の件でちょっとお尋ねしますけれども、仁玉工区の絡みで、中央病院近辺は一般的には転用がきかないという話を聞いているんですが、市がやれば転用がきくのかどうか、その辺、詳細な説明をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今のご質問ですけれども、仁玉川の改修事業の関係で、それは補助金を受けているから転用がきかないんじゃないかというご質問だと思います。

説明のとおり、アクセス道東西線の南か北かいずれかでやるというふうには説明してあります。

今、県に相談させてもらっていますけれども、絶対駄目だという状況ではないということであり、あれはたしか流末が仁玉川に来ているからということと駄目だという、一般的には言われていますけれども、その辺は県と十分協議させてもらって駄目だという状況ではないということだけは報告させていただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかにお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

ここで執行部は退席してください。ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案の協議

○委員長（木内欽市） 先ほど、議案第4号の旭市私債権等管理条例の制定について、本委員会の審査結果は可決となりました。

去る11月30日の全員協議会におきまして、林議長より本委員会に対し専決処分事項の指定についての協議を依頼されておりますので、本会議での発議案について、ご協議をお願いしたいと思います。

なお、所管の行政改革推進課の出席を求めました。

それでは、議案第4号が本会議で可決された場合、専決処分事項の指定に関する発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、発議案を配付してください。

（発議案配付）

○委員長（木内欽市） それでは、発議案について事務局より説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） 専決処分事項の指定についての発議案をご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配付してございます発議案をご覧いただきたいと思います。

発議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

専決処分事項の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 市が当事者である1件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること。
- 2 市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） やはり、こういうことは緊急を要する場合もあると思うんですが、すべて専決で私はいいと思うんですよ。議会ごとといったらあれでしょう、年4回でしょう。3か月もしたら、せっかく取れる債権も取れなくなっちゃう場合もあると思うんですが、こういうものは私はすべて専決でいいと思います。そういう中で、なぜこういう100万円という金額を入れたのか。

○委員長（木内欽市） ご説明をお願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） この手の訴えの提起に関しては、すべて市長専決でやってもいいんじゃないかという、事務方にとってはありがたいご意見なんですが、実は地方自治法180条には「軽易な」という文言がありまして、この軽易というのがどこまでが軽易かという認定は議会が行うということになっております。ただし、その軽易というのは、客観的にも軽易でなければならないということでもあります。

それで、実は平成13年に判例があるそうなんですが、この応訴事件、訴えの提起に対する、これは逆に今まで指定をもらっている部分なんですが、その和解のすべてを専決処分とすることは180条1項に違反する無効なものとした判例があるということで、やはりどこかで切らなければいけないということだそうです。

したがいまして、今まで和解については100万円まで指定をいただいておりますので、今回の訴えの提起についてもその100万円というところを、旭市の議会において軽易と見るのはそこまでだということではいかがかなということでお願いしたところでもあります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 和解と判決では、全然内容が違うわけですね。最終的な結論としては、和解であってもこれは判決と同じ効力しますけれども、和解したらそれが早い話が判決文と同じ効力となるわけですね。しかし、和解に至る前段は何といたしますか、私の意見が入っちゃうわけですよ。ですから、これは当然だと思うんですが。

これは応訴じゃないわけですね。こっちからやることなんですが、それで何で100万円

以上にしなくちゃならないのか。今、市の滞納を見たってそうでしょう。1億円近い滞納金額もあるわけですよ。そういうのも早くやれば取れなくなっちゃうものも取れるわけですよ。ですから、そういう中で、こういうものはやはり1日も早くやるべきもの。あえて私はこの100万円を切っちゃったほうがいいと思うんです。すべて専決でできると。そういう中で、なぜ100万円、その応訴に対してとはまた全然次元が違うと思うんです。

○委員長（木内欽市） 今のご意見に対して、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 2度にわたっての大変ありがたいご意見だとは思っておりますが、検討する中で、この180条の第1項の意義というのを考えたときに、いろんな文献を見ますと、例えば昭和25年に出た行政実例では、権限を市長に包括委任することは違法ではないが適当ではないから、具体的に基準を示して委任すべきであるということもあり、先ほどご紹介しました判例もあるというようなことの中で、やはりどっかで切るべきだと、それが今回お願いした100万円がいいのか、1,000万円がいいのか、200万円がいいのか、その辺は議会のほうでご判断いただきたいとは思いますが、どっかで線は切るべきだというのが今の法解釈だということのようでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（木内欽市） 太田委員。

○委員（太田將範） 公債権においては、かなり強い執行力を持っておりますので、その辺につきましては金額の大小ということとは関係ないと思うんですが、私債権ですので、やっぱり民法だとか、そういったところの関係にのっとってきますと、ある程度は柔軟な対応ができる必要があるということで上限として100万円を設けると、こういう考え方だと思うんですね。

ですから、人によって100万円というのはかなり高いかもしれない、人によっては安いかもしれないといったことがありますので、柔軟に対応するためには、やはりこのぐらいの水準の金額で妥当ではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） ご意見ということで。

それでは、ちょっと近隣の状況を事務局よりご説明願います。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） 金額の面なんですけど、館山市が100万円以下、木更津市が100万円以下、それと浦安市は200万円以下、袖ヶ浦市が100万円以下、成田市が100万円以下、柏市は

200万円以下、富里市が100万円以下、このように近隣ではなっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 参考のためにお聞きしますが、私債権、種別ごとというんですか、例えば給食費とか、学童保育、いろいろありますね。この古いのはどのぐらいのものがあるんですか。

○委員長（木内欽市） ただいまの意見に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それぞれ言いますと、農業集落排水の使用料で平成17年から、市営住宅の家賃で平成元年から、学校給食費で平成10年、放課後児童の関係で平成17年、水道料金、使用料ですね、これが平成15年ということで報告を受けております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この古いのがありますけれども、それは全部、何らか債権保全してあるんですか。元年からということで、今、平成24年だから24年ですよ。これらすべて債権保全してあるんですか。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 申し訳ありません。保全の手続きがされているかどうかについては、ちょっと確認をしてありませんでした。ということで、ただこの私債権につきましては、民法の規定を受けてしまうために債務者本人から、もう時効が経過したから私に払うつもりはありませんよという意思表示がないと放棄できないということで残ってしまっていて、実際には先ほど申し上げました市営住宅については保全の手続きがされていなければ、平成元年の残っているものについては請求できないと、本人から自主的に納めてくれる以外にはもらう手段はないということだそうです。

○委員長（木内欽市） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようでございますので、専決処分事項の指定については原案のとおりにすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、原案のとおり準備を進めたいと思

います。

続きまして、ただいまご協議いただきました発議案の提出者並びに賛成者についてですが、提出者は私、木内欽市、賛成者は委員5名とすることによろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○委員長(木内欽市) とりあえず賛成者は5名ということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) では、そのように準備を進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長(木内欽市) それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 1分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木内 欽市